

【北海道障がい者支援フェア】について



対外広報推進委員長 荒木 徹

本年8月27日、28日の両日に執り行ないました「北海道障がい者支援フェア」については、一般来場者80数名、本会会員40名余の方々にご参加いただき、大変好評の中終了することができました。参加いただきました方々及び関係者各位にはこの場を借りて御礼申し上げます。

さて、なぜ行政書士会が「障がい者支援フェア」なのかという疑問を持たれた方も多いと思いますので、このことからご説明させていただきたいと思います。

第一に北海道障がい者条例(正式名称は、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」といいます。)が本年4月1日より施行されましたが、まだまだ周知されていないということ。(行政、条例を推進してきた議員の方々は、もっと周知したいと思っていたこと。)第二に障がい者団体も条例が施行されたことにより、具体的になにがどう変わるのが知りたいと思っていたこと。第三に行政書士の業務がかなりの部分で関係していること。第四に本会が24時間テレビに昨年より参加していること。(24時間テレビの募金活動は、障がい者の活動に対する募金であること。)等、どの機関、障がい者本人またその家族にとってもこの取り組みはプラスであると思ったからです。



[1日目] 講師 安西公則会員



[1日目] 講師 中野孝浩局長

本年は、1日目、教育文化会館において、1. 講演として「北海道障がい者条例について」講師：北海道保健福祉部福祉局地域担当局長中野孝浩氏 2. セミナーとして「障がい者福祉と行政書士」講師：本会会員安西公則氏 3. パネルディスカッションとしてコーディネーター：DPI北海道ブロック会議事務局長我妻武氏、パネラー：

北海道議会議員清水誠一氏、同：北海道議会議員高橋亨氏、同：北海道社会福祉協議会マッチングコーディネーター大泉浩一氏(代理柴田進氏) 同：本会会員安西公則氏がそれぞれの立場でお話しをされました。また、会場には、福祉用具の展示も行いました。2日目は、リンクアラジンプラザにおいて、無料相談会の実施、福祉用具の展示、



[1日目] 会報の様子



[1日目] パネルディスカッション：コーディネーター 我妻 武氏
パネリスト：中野局長、清水議員、高橋議員、柴田氏、安西会員

障がい疑似体験、車いす移動車の展示と乗降介助の体験を行いました。

講師各氏のお話しをお聞きいただき、また、展示や体験を通じてあらゆる角度から障がい者の現状と問題点を



[2日目] 福祉用具の展示

知つていただき、参加者全員に行政書士が係る分野があることを理解していただけるように企画いたしました。行政書士業務の具体例で言えば、知的障害等また、高齢者に関するものについては、成年後見業務（後見申立てではなく、後見人、後見監督人としての業務）、各障がい者団体のNPO法人設立、変更等に関すること、障がい者を雇用する企業からの相談、障がい者就労支援企業の認証、移動手段の確保に関しては、介護タクシーの申請等様々な分野のことが考えられます。

手紙や文書を作成することが始まりの資格でした。しかし、現在ではどうでしょうか？手紙や文書の読み書きは、ほとんどの方ができるものと思います。現在の行政書士に求められているものは、複雑化した法律や法律に基づく行政手続きを理解した上で相談、文書、申請書類の作成が業務になっているものだと思います。また、その複雑化した行政手続きは、一省庁の所管によるものだけではなく、他の関係する法律にも及びます。法律、制度を幅広く理解し、手続きが必要な方へ適切なアドバイスをすること。行政と手続きが必要な方の間に立ち、“代書と代言”をすることが私たちの業務であり、また、必ずしも一方の考え方を推し進めるものではなく、法律、制度ができた背景を鑑み、互いに不利益にならぬように手続きを進めることが私たちの役割であると考えます。

このようなことを踏まえ、個々の行政書士が活動していくことが士業としての社会貢献であると考えます。

本会広報部並びに对外広報委員会は、行政書士の資格が社会にとって今後益々必要かつ重要な資格であることを広報していくことが必要であると考え、「行政書士は、このような取り組みをしています。」「行政書士は、このようなことができます。」を広報いたします。今後とも本会広報部並びに对外広報委員会の活動にご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。



[2日目] 乗降介助体験



[2日目] 障がい疑似体験

